

新規広島空港アクセス路線「宮島口空港線」及び 「アルパーク・ジ アウトレット広島空港線」利用促進業務仕様書

本仕様書は、広島空港振興協議会（以下「協議会」という。）が『新規広島空港アクセス路線「宮島口空港線」及び「アルパーク・ジ アウトレット広島空港線」利用促進業務』の受託者を公募するに当たり、基本的事項について定めるものである。

1 業務の目的

本業務は、令和5年12月1日より運行を開始^{※1}した広島空港と宮島口及びアルパーク・ジ アウトレット広島を結ぶ新たな広島空港アクセス路線^{※2}（2路線）に関し、持続可能な路線の実現に向け、マスメディア・インターネットメディアを活用した効果的かつ戦略的な広報、広告、プロモーション等を展開することにより、運行実証実験期間における路線の認知度向上と利用促進、並びに当該期間終了後の路線の自走化を後押し、もって広島空港の利用拡大、県内観光消費拡大を図るものである。

※1) 令和5年12月1日～令和6年11月30日までの1年間、運行実証実験として実施。運行実証実験終了後は、運行事業者による自主運行に以降予定。

※2) 路線の運行内容や付帯サービス等についての詳細は以下 URL を参照。
<https://www.home-tv.co.jp/home/airport2023miyajima/>

2 事業予算額

9,000,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

3 業務の期間

契約締結の日から令和6年11月30日までとする。

4 業務の内容

（1）K P I（路線の認知度向上と利用促進に係る指標）

ア 宮島口空港線

一便当たりの乗客数：3.6人／便^{※3}

イ アルパーク・ジ アウトレット広島空港線

一便当たりの乗客数：4.2人／便^{※3}

※3) 本業務期間中における乗車実績の平均値とする

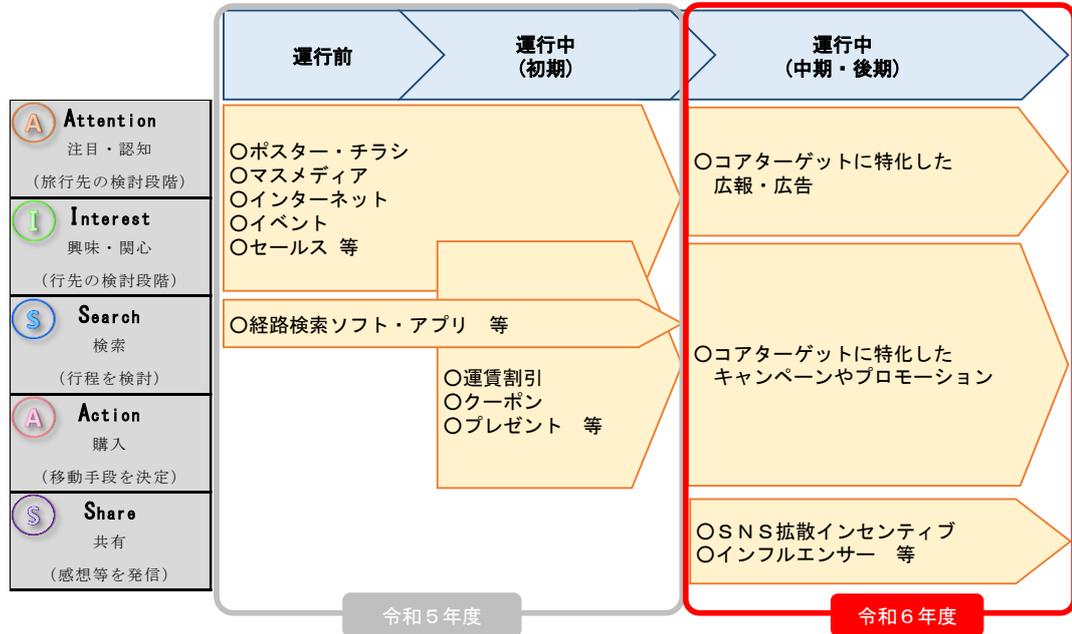
（2）アウトカム指標（広島空港の利用拡大に係る指標）

上記（1）のK P Iとは別に、本業務の実施により広島空港の利用拡大効果を客観的に示す適切なアウトカム指標を任意に設定すること。

(3) 取組方針

ア 目論見（仮説）

KPIの達成に向けた具体的な目論見（仮説）を立てた上で、次に示す購買行動モデル（A I S A S）を踏まえた取組について、時機を逸することなく効果的かつ戦略的に実施すること。



イ PDCA

目論見（仮説）に基づき、取組ごとにアウトプット指標を設定した上で、業務期間中も定期的に各アウトプット指標を検証・分析することによりPDCAサイクルを適切に回し、当初の目論見からの変調を具に発見し取組の早期改善につなげるなど、実効性を意識した業務マネジメントを徹底すること。

(3) 取組内容

路線	コアターゲット			内容	
	利用目的 (目的地)	居住地	年代・性別 (同行者)	A I S A 認知度向上及び利用 促進に係る取組	S 路線の自走化に 係る取組
宮島口 空港線	観光 (宮島及び 広島市内)	首都圏	20～60代 男女 (ペア)	別紙1「路線利用者等の 属性分析と強み・弱みの 整理」を踏まえ、 KPI達成に資する有効な 取組を実施する	左記の取組終了後に おいても、 利用者等が自然と情報 拡散する仕組みを構築 することで、 広告等を実施すること なく、路線に対する高 い反響と利用促進の好 循環が持続する取組を 実施する

路線	コアターゲット			内容	
	利用目的 (目的地)	居住地	年代・性別 (同行者)	A I S A 認知度向上及び利用 促進に係る取組	S 路線の自走化に 係る取組
アルパーク ・ ジアウト レット 広島空港線	観光 (国内・国際 線就航先※4)	広島 西部	30～50代 男女 (ソロ)	同上	同上

※4) 当該路線との接続が良い航空便の就航先

(4) その他

ア 令和5年度における広報、広告、プロモーション等の取組内容について

別紙2「令和5年度取組内容」のとおり

イ 路線利用者アンケートの設問内容について※5

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSddHPOM5XBlnkA1JVGEu9pitGmrD0yJCDG7qyRRMgkMqEwYA/viewform?pli=1Sent>

※5) 設問に対する回答結果については、別途本プロポーザルの参加者に対し、希望に応じてローデータを提供する(個人情報を除く)

ウ 提供可能機材について

以下に示す機器を本業務の目的で利用する場合においては、無償で利用可能とする。

(ア) 広島空港サイネージ(手荷物受取所、到着ロビー)



(イ) 宮島口サイネージロボット (宮島口フェリーターミナル)



5 成果品及び提出期限

業務実施報告書 (任意様式) 紙媒体及び電子データ [提出期限: 令和6年11月30日]

6 契約に関する条件等

(1) 再委託

受託者は、協議会の承諾を得なければ、本業務の一部又は全部を第三者に再委託することはできない。また、協議会により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して、本業務に係る一切の業務を順守させるものとする。

(2) 業務の履行に関する措置

受託者は、本業務(再委託した場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務(再委託した場合を含む。)を履行する上で、個人情報を扱う場合は、広島県個人情報保護条例(平成16年12月17日広島県条例第53号。)を遵守しなければならない。

(4) 成果品の利用

本業務による成果品の著作権は、協議会に帰属するものとし、また協議会は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

(5) 貸与資料

協議会は、受託者の求めに応じて、提供が可能と認められる各種資料を受託者に貸与する。貸与・提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集するほか可能な方法で業務を進める。

受領した資料等は取り扱いに注意し、協議会の許可なく公表・使用はできないものとする。受託者は、業務終了後に貸与された資料を返却しなければならない。

7 留意事項

- (1) 受託者は、協議会と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 協議会は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (3) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに協議会に報告、協議を行い、その指示を受けること。